継　続　審　査

請願・陳情文書表

平成２８年１１月定例会審査資料

鳥　取　県　議　会

目　　次

陳　情　の　部

陳　情　一　覧　表……1
総務教育常任委員会……7
福祉生活病院常任委員会……11
地域振興県土警察常任委員会……13

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総27年－12 (27. 6. 4)	教育	県立高等学校の数の維持と学級定員の引下げを求めることについて	鳥取県高等学校教職員組合 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
福 ２８年－　１９ （28. 8.22）	生活環境	理容所への洗髪設備の設置に係る理容師法施行条例の改正について	鳥取県理容生活衛生同業組合	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
地 ２８年－　１０ （28. 3. 14）	警　察	１６歳未満の年少者のゲームセンターへの保護者同伴立入規制の緩和について	株式会社アミパラ	
地 ２８年－　２３ （28. 9. 12）	警　察	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例における現行の１６歳未満の年少者に係るゲームセンターへの立ち入り制限の維持について	鳥取県ＰＴＡ協議会 外	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
27年－12 (27. 6. 4)	教育	**県立高等学校の数の維持と学級定員の引下げを求めることについて** **▶陳情理由** 鳥取県教育委員会は、「多様化している生徒一人ひとりの個性を大切にするための多様な教科・科目の設置、選択幅のあるより柔軟な教育の推進」「生徒減を踏まえた学校のあり方への再編」のためとして、1998（平成 10）年高校教育改革基本計画を決定し、2004（平成 16）年までに6校の学校削減を含む大規模な高校改革を実施してきた。 2009（平成 21）年には、「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について（第二次答申）」が出され、「県全体の活力や地域的なバランス、また、時代や社会の変化に対応するための資質や人材を育成する観点から、学校数および配置は、現状を維持」することとなり、以降は学級減が継続して行われ、2012（平成 24）年までに 19 学級が減少した。 2018（平成30）年の生徒数5,240名に対して、2025（平成37）年の生徒数は 4,902 名となり、338 名の生徒減少が見込まれる中、2014（平成 26）年9月に「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について［平成 31 年度～平成 37 年度］（第三次答申）」が鳥取県教育審議会から出され、鳥取県教育委員会は2015（平成27）年10月には「今後の県立学校のあり方に関する基本方針（平成 31 年度～平成37年度）」を策定しようとしている。 「第三次答申」において、「学校が小規模になることは、生徒同士、あるいは生徒と教職員の相互理解が深まったり、生徒一人一人の活躍の機会が増加したりするなど、教職員にとっては個に応じたきめ細やかな指導が可能となり、生徒にとっては豊かな人間性を養う上で大きな効果がある」と述べられている	鳥取県高等学校教職員組合 鳥取県教職員組合	

		ように、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するために、生徒減少期の今こそ、現行の高校数を減らすことなく、少人数学級を実現することが求められている。 　鳥取県では、小学校１・２年生においては 30 人以下、中学校１年生においては 33 人以下を学級編成の標準と定め、県の独自措置としての少人数学級制をすでに実施している。この少人数学級に関して県教育委員会小中学校課が行った教職員・保護者への調査結果（「少人数学級の教育効果等に関するアンケート調査結果」）を見ると、積極的・肯定的な回答が多いことがわかる。一例を挙げると、「33 人学級は学習面における指導の効果があるか」という問いに対して小学校教員の 96.9 ％が「そう思う」と回答しており、効果がある理由として９割が「子どもの学習状況の適切な把握ができる」と回答している。このような県独自の条件整備が高校においても必要であり、今こそ、実施に移す時期と言える。 　さらに、中山間地等に存在する学校について「第三次答申」は、「中山間地の学校については、自然に恵まれた学習環境や小規模であることのメリットを生かし、生徒、保護者等のニーズに応える学校づくりを明確にして、創意工夫を生かした魅力や特色ある教育活動に取り組むことが必要である。また、すでに授業や学校行事において地域の支援を得ながら魅力化や特色づくりの取組を進めている学校もあり、今後このような取組をより一層推進していくに当たって必要となる支援や体制整備などについても、十分に検討していく必要がある」と中山間地等の学校への特別な対応の必要性を述べている。具体的には、中山間地等に存在する高等学校の学級定員を他地域よりさらに少なくするなど特別な手だてをほどこし、地域に高校を残して生徒の学習権保障をしていかなければならない。 　子どもたちに豊かな教育を保障していくため、以下のことを陳情する。		

		▶陳情趣旨 1．現行の県立高等学校数を維持し、これ以上の再編は行わないこと。 2．県内すべての県立高等学校の学級定員を 35 人に引き下げて、一人ひとりを大切にした教育を展開すること。 3．中山間地等の高等学校については、さらなる財政的配慮を行い、地域に学校を残すこと。 ・学級定員を 30 人に引き下げること。 ・定数法に縛られず、教職員の加配措置を行うこと。 ・地域資源を生かした教育活動を展開するために、施設設備の拡充を行うこと。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
28年－19 (28. 8. 22)	生活環境	**理容所への洗髪設備の設置に係る理容師法施行条例の改正について** **▶陳情理由** 理容業は、不特定多数の利用者と長時間にわたり直接接する職業であるところから、国民の公衆衛生を確保するうえで衛生水準の維持・向上を図ることが必要不可欠である。 その観点に立ち、私たち理容業に就いている者は、毎年、衛生順守運動月を決め、消毒衛生講習会の実施を始めとして衛生水準の維持・向上に努力している。そのような中で、戦後、ほぼ絶滅したといわれる「アタマジラミ」に感染する子供の被害が拡大しており、保健所等への相談件数は、ここ数年、二、三倍に上っているともいわれている。本県においても先般、衛生講習会の内容においてアタマジラミ流行の対応の書面が全国理容連合会から届き、組合員店に対し衛生消毒の徹底を図るよう指示したところである。 洗髪は、理容業務における付随業務であり、頭髪の刈込み、顔そり、洗髪は理容の一連の流れの作業における重要な役目を果たすもので、設備を設置しないことは、重要な理容の一部を欠くことを考えれば、理容師法第 12 条第４号に基づく施行条例で、理容所に洗髪設備を設けることを規定しても特別奇異なことではなく、同条の規定の趣旨に照らしても施設に対する衛生上必要な措置として、至極当然な規定となるものと思われる。 理容師法には、洗髪設備の措置義務に関する規定はないが、規定がないのは、洗髪は理容の付随業務だから若しくは同法第 12 条第１号の「常に清潔に保つこと」で足りるからなのか、または必要があれば同条第４号に基づく施行条例で規定すればよいと考えたのかは不明である。 同法第 12 条第１号で読むとしても、洗髪設備は理容所においては極めて重要な設備であり、この際、第１号から取り出し	鳥取県理容生活衛生同業組合	

		て、その設置を明記していただきたいと考える。本県における理容所は、すべて流水式の手洗い並びに洗髪設備を設けており、今後開設する理容所も同様に流水式の洗髪設備を設けるよう措置を強く要望する。 仮に、洗髪をしないと、頭髪の刈込み後の髪は、極めて細かく、頭髪に付着して残り、刷毛で払っても簡単に落ちず、各所にまき散らし、頭髪に病原菌あるいはアタマジラミ等が付着している場合などには、公衆衛生上憂慮すべき事態になりかねない。 「洗髪設備の必置義務」は、現在、急速に条例化が進み、29道県が理容師法施行条例化されるとともに、厚生労働省制定の「理容所及び美容所における衛生管理要領」の「第四　衛生的取扱い等　第二十四」において、洗髪器の清潔保持が定められている。 **▶陳情趣旨** 理容師法施行条例に是非とも「理容所には洗髪設備を設けること」とする規定の追加を定めていただきたい。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
28年－10 (28. 3. 14)	警察	**１６歳未満の年少者のゲームセンターへの保護者同伴立入規制の緩和について** **▶陳情理由** １　平成 27 年６月、国会において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が改正されたことに伴い、鳥取県議会においても「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例」の改正について議論のうえ、16 歳未満の年少者のゲームセンターへの立ち入りについては、保護者同伴であっても従前どおり午後６時までに制限することを、同年 12 月に採択された。 　これに対して、他のほとんどの都道府県では、それまでの条例を緩和して、16 歳未満の年少者については保護者同伴であれば、午後６時から午後 10 時までの立ち入りを許可するよう改正され、又は改正される見通しにある。その結果、保護者同伴の 16 歳未満の年少者の立ち入りを午後６時までに制限をする県は、本県と茨城県の２県に限られることとなる様相である。 ２　弊社は、鳥取市、米子市及び日吉津村でゲームセンターを営ませていただいている。その店舗にゴールデンウィークや夏休み・お盆、冬休み・お正月などに鳥取県に帰省する人々や、鳥取砂丘や皆生温泉などの観光地を訪れる県外からのお客様がご家族で遊びに来てくださる。 　店舗においては、お孫さんを連れたご高齢者から「久しぶりに会えた孫ともう少し遅くまで一緒に遊ばせてもらえまいか。」というご希望を法改正の前からしばしば承っている。 　また、「平成27年度第２回県政参画電子アンケート『風営法一部改正に関するアンケート』調査結果」によれば、保護者同伴の子供のゲームセンターへの立入制限時間を「午後６時までが適当」とする回答が最も少なく、「午後10時までが適当」と	株式会社アミパラ	

		する回答が最多となっており、ここに市民の期待が表れている。 先のご高齢者とお孫さんのケースでは、大阪から来るお孫さんからすれば、「おじいちゃん家に行っても、遅くまで遊べないからつまらない。」ということになる。県外からの観光客の場合、お子さんとの夜のひと時をゲームで遊ぶことができない。 こうした中で、前述のとおり隣県の島根県や岡山県をはじめほとんどの都道府県においてゲームセンターへの立入時間制限が緩和されており、又は緩和される見通しにある。ゲームセンターという小さな領域にすぎないが、他県と比較して厳しい規制は、本県の魅力を減殺しかねない。 さらに、県民の先頭に立って鳥取県の魅力を県外の方々に積極的に広報されている平井知事の活動に沿ったものとは言えないのではないかと思料される。 以上の理由から、鳥取県議会におかれては、16 歳未満の年少者のゲームセンターへの立ち入りについて、保護者同伴であれば他の都道府県並みに午後６時から午後 10 時までの立ち入りを許可されるよう条例改正を重ねてご検討いただくよう、お願い申し上げる。 **▶陳情趣旨** 保護者同伴の 16 歳未満の年少者のゲームセンターへの立入制限時間を現行の午後６時から午後 10 時に緩和すること。		
28 年－23 (28. 9. 12)	警　　察	**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例における現行の16歳未満の年少者に係るゲームセンターへの立ち入り制限の維持について** **▶陳情理由** 当該条例に対し、陳情 28 年 10 号として「保護者同伴の 16 歳未満の年少者のゲームセンターへの立入制限時間を現行の午後６時から午後 10 時に緩和すること」という趣旨の条例改正の陳情書が提出され、研究留保と決定された。その後の議会閉会中もこの件についての継続審査及び調査を継続されてきたものと思われるが、子どもの教育に携わっている我々としては、	鳥取県ＰＴＡ協議会 外２団体	

		本条例の改変に非常に危機感を持っている。 現行の条例下にあっては、学校・家庭・地域そして警察が「午後6時以降は保護者同伴であってもゲームセンターへ立ち入ってはならない」という基準で一致協力し、県内小中学校の児童・生徒約45,000人、186校の保護者へ向けた啓発・指導を従来より継続してきており、青少年の健全育成において大きな成果を挙げている。 しかし、この改変が実現した場合、保護者、児童・生徒の立場からすれば、午後6時以降も入場可能となる事実上の規制緩和と解釈できるため、保護者同伴であれば午後10時までゲームセンターへの入場ができると認識されることとなり、改変後の条例を根拠に午後10時までゲームセンターに居座る保護者・子どもが出てくることが予測され、危惧の念を抱かざるを得ない。 特に配慮いただきたいことは、現在実施している各小中学校のルールや約束事、生活の心得や生徒指導などは、実質的には現行の条例の上に成り立っているということ、加えて、鳥取県青少年健全育成条例、中でも第7条第1項第5号を鑑みた場合、先の陳情による改変をすることが果たして青少年の健全な育成に関して適切な改変となるのか、しっかりと審議していただきたいと考える。 青少年が加害者、被害者になる痛ましい事件が県内外で起きている。その大きな原因は大人（保護者）が責任を持って子どもを十分に看護できていないことにある。特に、昨年8月に起きた寝屋川中1殺人事件が象徴するように、深夜に及ぶ青少年の徘徊を許している社会の状況は、非常に憂慮すべき事態であると言わざるを得ない。保護者が幼少期の子どもをゲームセンターへ連れて行き深夜に及ぶまで共に遊興している状態が、どれほどに子どもの心身の成長を阻害し後に悪影響を残すか想像に難くない。 子どもの教育に直接携わっている者の代表として、私たちは、多くの大人の目で青少年の成長をしっかりと見守ることのできる鳥取県でありたいと衷心より願うものである。そして、子どもたちの健全な成長が様々な立場の大人の力によって日々守ら		

		れるように、いかなる例外規定をも設けず、現行条例を堅持していただくよう、お願い申し上げる次第である。 **▶陳情趣旨** 平成27年6月24日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、鳥取県議会において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の一部改正について検討された結果、鳥取県では青少年の健全育成の立場から現行どおり「ゲームセンター等への年少者の立入りの制限」を堅持していただき感謝している。 ついては、今後も「16歳未満の年少者については午後6時以後の立入りを制限し、保護者同伴であっても営業所に客として立入らせてはならない」という旨の現状の条例を固守し、鳥取県の子どもたちの健全育成に何卒ご協力をいただくようお願い申しあげる。		